

令和4年度下半期（R4年10月1日～R5年3月31日）相談件数

【県】

受付機関	行政機関等			事業者			雇用の分野に関するもの	その他	R4年下半期計	R4年度計
	不当な差別的取扱い	合理的な配慮	環境の整備	不当な差別的取扱い	合理的な配慮	環境の整備				
県障がい福祉課	0	2	0	0	0	0	2	31	35	84
県教育委員会	0	1	0	0	0	0	0	1	2	4
県警察本部	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3
計	0	3	1	0	0	0	2	32	38	91

【市町】

相談内容の類型 受付機関	行政機関等						事業者			雇用の分野に関するもの	その他	R4年度下半期計	R4年度計
	不当な差別的取扱い		合理的な配慮		環境の整備		不当な差別的取扱い	合理的な配慮	環境の整備				
	一般行政	教育委員会	一般行政	教育委員会	一般行政	教育委員会							
市町	0	0	0	8	0	0	1	0	0	0	0	9	21

【障がい者団体】

1 相談件数

相談内容 の類型 受付団体	行政機関等			事業者			雇用の 分野に関 するもの	R4年度 下半期 計	R4年度 計
	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備			
三重県障害者団体連合会				1			2	3	7
三重県知的障害者育成会								0	0
三重県精神保健福祉会				3	1	1		5	25
三重県視覚障害者協会								0	0
三重県聴覚障害者協会								0	2
三重難病連		※(1)		※(2)			3	3	7
計	0	0	0	4	1	1	5	11	41

※は、「雇用の分野に関するもの」のうち「不当な差別的取扱い」に該当するもの

2 相談内容

- ・ともに障がいがあり、親子二人暮らしの母親(60歳代)から、歳を取り、体も不自由になってきており、これから先の自身、子どもの生活環境の相談はどこにすればいいかと相談があり、住居のある市町の障がい福祉課への相談を提案した。
- ・障害者雇用で就労している。他の従業員は残業しているが自分は残業をさせてもらえない。
- ・コロナ禍で働き方の時短、日数減を言われた。障害者雇用で就労しているものが、一番先に対象になる矛盾を感じる。
- ・夫は障害者雇用、妻はB型作業所へ行っている。夫が職場で注意されたことに対して我慢が続き、体調不良で仕事に行かず寝ているので生活が不安になる。行政や相談支援センターに相談したら、生活保護もあると言われ、障害者を見下していると妻から興奮して電話があった。

- ・精神障がい者が精神病院に入院中骨折をした。救急車を呼んでも市内では受け入れ先がなく、市外の日赤まで運ばれ、時間がかかった。
- ・ハローワークで仕事を捜しているが、担当者が希望する職場に電話をなかなかしてくれず、すぐこの仕事は無理ではないかと言われる。
- ・手術をする事を職場に伝えたら退職勧告をされた。
- ・子どもが知り合いのつてで就職が決まっていたが、難病である事を伝えたら内定を取り消された(病気が理由とは言われていない)。